

令和7年10月1日施行

河内長野市生成A I 利用ガイドライン

1. 目的

生成A I は、膨大なデータを基にした情報生成を可能にし、住民サービスの向上や業務の効率化に寄与する一方、利用に際しては倫理的な配慮やセキュリティの確保が求められる。

本ガイドラインでは、河内長野市情報セキュリティポリシーに基づき、河内長野市職員（会計年度任用職員を含む。以下「職員」という。）が生成A I を適切に利用するための遵守事項を定めるとともに、業務における生成A I 利用に関するルールを定めることで、市民の権利、財産を守ることを前提に生成A I を利用することを目的として解説するものである。

2. 適用範囲

本ガイドラインが対象とする「生成A I」とは、人工的な方法により学習、推論、判断等の知的機能を備え、かつ、質問その他の電子計算機に対する指令に応じて当該知的機能の活用により得られた結果を自動的に回答するよう作成されたプログラムとする。

なお、職員が利用可能とする生成A I は、統括情報セキュリティ責任者が許可したものとする。

3. 禁止事項

生成A I は入力等を行った内容をデータとして蓄積・学習することが考

えられるため、情報保護の観点から次に掲げる情報を含む生成A Iの利用を禁止する。

- ア 個人情報及び特定個人情報
- イ 守秘義務が課されている情報
- ウ 法人その他の団体に関する情報で漏洩することにより当該団体の利益を害するおそれのある情報
- エ 漏洩した場合に行政に対する信頼を著しく害するおそれのある情報
- オ その他河内長野市情報公開条例（平成9年河内長野市条例第2号）第7条に定める非公開情報に該当する情報

4. データ入力に際しての注意事項

生成A Iに入力（送信）するデータは多種多様なものが含まれるが、知的財産権の処理の必要性及び法規制の遵守の観点から、次の各号に掲げる種類のデータを入力する場合は、それぞれ当該各号に定める事項に特に注意すること。

（1）第三者が著作権を有しているデータ（書籍、論文の引用等）

生成A Iに他人の著作物を入力するだけの行為は著作権侵害に該当しないが、生成されたデータについて、入力したデータや既存のデータ（著作物）と同一又は類似している場合は、当該生成物の利用が当該著作物の著作権侵害になる可能性もあるため十分に精査すること。

（2）登録商標・意匠（ロゴやデザイン等）

商標又は意匠として登録されているロゴ・デザイン等（以下「商

標等」という。)を生成A Iに入力することは商標権侵害や意匠権侵害に該当しないが、故意に、あるいは偶然に生成された、他者の商標等と同一又は類似の商標等を利用する行為は、商標権侵害や意匠権侵害に該当する可能性があるため、生成されたものを利用する場合は十分に調査を実施すること。

(3) 著名人の顔写真や氏名

著名人の顔写真や氏名を生成A Iに入力する行為は、当該著名人が有しているパブリシティ権の侵害には該当しないが、生成A Iを利用して生成された著名人の氏名、肖像等を利用する行為はパブリシティ権の侵害に該当するため注意すること。

(4) 個人情報及び機密情報

第3項に規定する個人情報及び機密性の高い情報を入力することは禁止されていることから、入力する際にはそのような情報がないかを十分に確認すること。

(5) 他者から秘密保持義務を課されて開示された秘密情報

他者から秘密保持義務を課されて開示された秘密情報（以下「秘密情報」という。）を入力する行為は、生成A I提供者という第三者に秘密情報を開示することになり、秘密保持義務違反につながることから、入力する際にはそのような情報がないかを十分に確認すること。

5. 生成物を利用するに際しての注意事項

(1) 生成物の内容に虚偽が含まれている可能性

生成A Iの生成物には虚偽の内容が含まれている可能性があるた

め、利用にあたってはその生成物の内容を過信せず、必ず根拠や裏付けを自ら確認すること。

(2) 誰かの既存の権利を侵害する可能性

ア 著作権侵害

生成A Iの生成物が、既存の著作物と同一又は類似している場合は、当該生成物を利用（複製や、配信、公開等）する行為が著作権侵害に該当する可能性がある。そのため、次の留意事項を遵守すること。

（ア）プロンプトに既存著作物、作家名、作品の名称を入力しないようすること。

（イ）生成物を利用する場合には、生成物が既存著作物に類似しないかの調査を実施すること。

イ 商標権・意匠権侵害

生成A Iを利用して生成した画像や、キャッチコピー等を商品ロゴや広告宣伝等に使う行為は、他者が権利を持っている登録商標権や登録意匠権を侵害する恐れがあるため、生成物が既存著作物に類似しないかの調査に加えて、登録商標及び登録意匠の確認をすること。

ウ 虚偽の個人情報・名誉毀損等

生成A Iは、個人に関する虚偽の情報を生成する可能性があることから、虚偽の個人情報を生成して利用・提供する行為は、個人情報保護に関する法律や、名誉毀損・信用毀損に該当する可能性があるため、そのような生成文書を利用しないこと。

(3) 生成A Iのサービスポリシー上の制限に注意する

生成A Iにおいては、これまで説明してきたリスク及びルール等（主として法令上の制限）以外にも、当該サービスのポリシー上、サービス提供者が独自の制限を設けていることがあるため、その制限に抵触しないように利用すること。

(4) 生成A Iによる生成物であることの表示

生成A Iのサービスポリシーにおいて表示の義務がない場合においても、A Iによる生成物を取捨選択、修正加工を行わずにそのまま利用する場合は、「生成A Iにより生成」「生成A Iによる生成物をそのまま掲載」等と表示すること。

6. その他

(1) 研修等

本ガイドラインに沿った生成A Iの適正な利用に関し、職員研修等を適時実施し、業務において生成A Iを利用する職員に積極的な参加を求めるものとする。

(2) 問題発生時

生成A Iの利用において情報セキュリティに関わる問題が発生した場合は、直ちに情報セキュリティ管理者に報告し、必要な措置を講じること。

(3) ガイドラインの改定等

生成A Iは進化の途上にある新しい技術である。本ガイドラインも、生成A Iの開発状況に応じて、あるいは職員から寄せられた疑

義や業務利用を進める中で生じた新たな課題、さらには職員の利用実態に照らして生じ得ると想定される課題に適時対応するため、逐次改定を行う。